

令和7年度

保護者向け情報誌「教育しが」への広告掲載募集について

次のとおり令和7年度保護者向け情報誌「教育しが」広告掲載の募集を行いますので、ぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

1 「教育しが」の概要

- ・名称：保護者向け情報誌「教育しが」
- ・発行：年間4回発行（7月号、10月号、1月号、4月号）
- ・規格：タブロイド判、二ツ折、カラー
- ・頁数：4ページ
- ・部数：220,500部／回（滋賀県ホームページにも掲載）
- ・主な配布先：県内の国公立保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の園児児童生徒の保護者および教職員（保育園・認定こども園については、3歳児以上園児の保護者）、県内の図書館、公民館、各市町教育委員会、県立博物館、県立文化施設、県立スポーツ施設、県内大学等
- ・特徴：平成18年度から発行しているから発行している保護者向けの教育情報誌であり、各園・学校から園児児童生徒を通じて、県内の学校等の保護者および教職員に配布しています。

2 広告の規格・広告掲載料

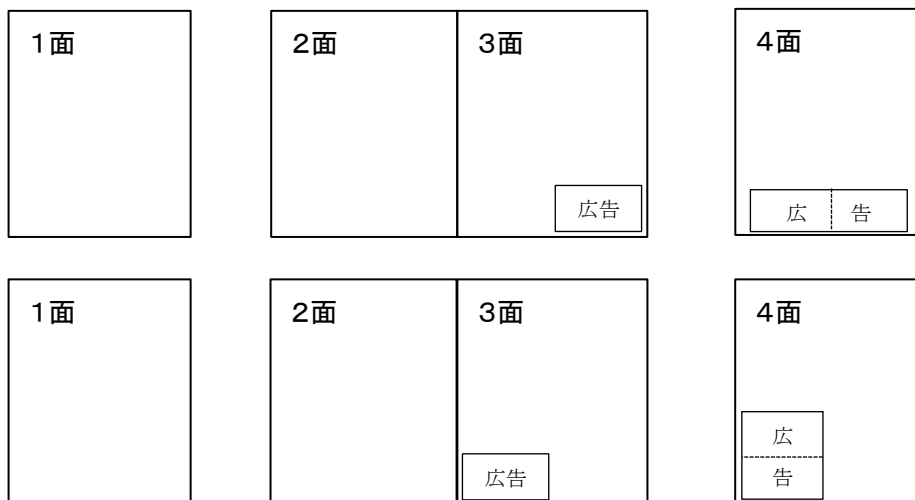
【募集広告（1）】

掲載面・位置	スペース	募集枠数	色	広告掲載料（1回当たり・1枠・税込み）
3面（見開き） 下部	縦7.0cm× 横12.0cm	1枠	カラー	100,000円

【募集広告（2）】

掲載面・位置	スペース	募集枠数	色	広告掲載料（1回当たり・1枠・税込み）
4面（裏表紙） 下部	縦7.0cm× 横24.0cm または 縦14.0cm× 横12.0cm ※2枠に分割して 縦7.0cm× 横12.0cmも可	1枠 ※分割使用の 場合は2枠	カラー	200,000円 ※2枠に分割した場合の1枠は 上の1／2の額

<掲載イメージ（例）>



3 広告の要件

掲載できる広告について、一定の基準を設けていますので、別添の「滋賀県教育委員会事務局広報誌広告掲載要綱」および「滋賀県教育委員会事務局広報誌広告掲載基準」を参照してください。

4 申込方法等

広告の掲載を希望される方は、「滋賀県教育委員会広報誌広告掲載申込書」を滋賀県教育委員会事務局教育総務課企画係へ持参または電子メールもしくは郵送にて提出してください。

5 広告掲載の可否の決定

- (1) 広告募集期間中に申込みのあった広告内容の適格性について、「滋賀県教育委員会事務局広報誌広告掲載要綱」および「滋賀県教育委員会事務局広報誌広告掲載基準」に基づき審査します。
- (2) 上記審査において、広告内容等が適当であると認められた者を広告主として決定します。広告掲載に適すると認められる申込みが広告枠数以上あった場合は無作為抽選（くじ）により決定します。

6 申込者への通知

広告掲載の可否は、申込者全員に通知します。

7 広告原稿の入稿

広告原稿は、あらかじめ滋賀県教育委員会事務局教育総務課企画係と協議のうえ、別に示す期日までに完全版下データを滋賀県教育委員会事務局教育総務課企画係へ納品してください。

8 広告掲載料の請求等

広告掲載後、滋賀県教育委員会事務局教育総務課は、掲載されたことを広告主へ報告するとともに、広報誌配布予定日の1か月後を期限として広告掲載料を請求します。（該当日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日を期限とします。）

9 応募・決定・入稿の流れ

①応募

（1）申込み：募集期間中に申込書を教育総務課へ提出

（2）審査広告掲載の可否について、審査

②決定通知（もしくは不採用の通知）

③原稿入稿

④校正作業

⑤発行

10 募集スケジュール

情報誌 発行号	広告募集期間 （最終日の午後5時必着）	原稿入稿期限	配布予定日
第99号 （7月号）	4月 7日（月）～ 5月 2日（金）	6月 6日（金）	7月17日（木）
第100号 （10月号）	4月 7日（月）～ 7月10日（木）	8月 7日（木）	9月30日（火）
第101号 （1月号）	4月 7日（月）～ 10月 1日（水）	11月10日（月）	1月 7日（水）
第102号 （4月号）	4月 7日（月）～ 1月 7日（水）	2月 10日（火）	4月 8日（水）

11 申込み・問合せ先

滋賀県教育委員会事務局教育総務課企画係

担当：久泉

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話 077-528-4512

E-mail edu@pref.shiga.lg.jp